

1. 皆さん、こんばんは。岩本です。ヒトラーは、全権委任法によって立憲主義を破壊しました。命令は法律によって縛られ、法律は憲法によって縛られる、というのが立憲主義の基本です。ヒトラーは、この順番を逆転させ、命令によって憲法すら変えられる体制にしたのです。
2. 安倍政権はナチスドイツと変わらない。閣議決定が、国会の議決に優先し、憲法をも変更してしまう。集団的自衛権の行使を容認する一昨年7月の閣議決定がそうでした。そして今回、閣議決定によってついに「教育勅語」なる亡霊をよみがえらせました。「教育勅語」が日本国憲法の理念に違反することは、明らかです。だから、国会が「教育勅語」を失効させたのです。安倍首相はよく、“日本は法治国家である”と言います。閣議決定がすべての法に優先するような「珍妙な」国は、断じて法治国家などではありません。
3. そして今、安倍政権は、「治安維持法」という亡霊をよみがえらせようとしています。正気の沙汰ではありません。共謀罪の母国である英米法の学者は口をそろえて、共謀罪——crime conspiracy——の本質は、「曖昧さ」であると言います。本当にすべてが曖昧なのです。犯罪を成立させる要件を「犯罪構成要件」と言いますが、構成要件のすべてが曖昧です。「組織的犯罪集団」に当たる団体は何か。「犯罪の計画」はどの程度具体的でなければならないのか。「計画の合意」には黙示の合意も含むのか。「犯罪の準備行為」に当たるのはどんな行為なのか。法案の文言からはまったく明らかではありません。別な言い方をすれば、共謀罪は、適用範囲において伸縮自在な「柔軟性」を持っているのです。これは刑法の原則に反します。
4. 共謀罪は、犯罪の実行の着手があったことを要件とする未遂罪とは違って、実行の着手がなくても処罰できます。また、犯罪を煽り立てることを処罰する煽動罪とは違って、犯罪行為が行われる差し迫った危険があることを要件としません。共謀罪は、犯罪を取り締まるのではなく、犯罪の「合意」や「計画」を取り締まることに主眼があるのです。これが、「話し合っただけでも共謀罪」と言われる理由です。共謀罪は、表現の自由に重大な萎縮効果をもたらします。
5. 共謀罪が猛威を振るうのは、決まって、国家的な危機が煽り立てられたときです。第1次世界大戦中、アメリカ社会党の書記が戦争に反対するリーフレットを徴兵資格のある若者に郵送しました。これが軍の仕事のサボタージュを共謀したとして、彼は起訴されました。リーフレットに書いてあることは至極真っ当です。「徴兵制は、自由人として考え、行動する自由と権利を奪うものである。徴兵された市民は、市民としての権利を譲り渡すよう強いられ、自ら奴隷になるのである」。共謀罪は、犯罪行為が行われる差し迫った危険を要件としませんから、実際に徴兵拒否の危険がどれだけあるかは問題となりません。「計画」とその計画を進める「準備行為」があれば、処罰できます。
6. アメリカで共謀罪が濫用されたのは、第1次・第2次世界大戦中、マッカーシズムの時代、ベトナム戦争の時代です。政府に反対する者が次々と牢獄に送られました。そして、9.11以後、

今も続く「テロとの戦い」の中で再び共謀罪が濫用されています。その意味で、共謀罪は、戦争する国にとっての必須の「アイテム」なのです。だから、戦争への道をひた走る安倍政権にとって、共謀罪はなくてはならない道具なのです。共謀罪は決して、テロ対策のためのものではありません。自由と民主主義を守るための私たちの闘いは続きます。そして今が正念場です。ともに頑張りましょう。本日はどうもありがとうございました。